

高知県動物愛護推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき設置した動物愛護推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定める。

(委嘱等)

第2条 推進員は、推進員の活動を日常行うことができる者で、次の各号のいずれかに該当し、県が実施する「動物愛護推進員養成講習」（以下「養成講習」という。）を受講した者の中から、知事が適当と認める者を委嘱する。ただし、養成講習については、獣医師、愛玩動物看護師及びその他知事が適当と認める者は免除することができる。

(1) 高知県愛玩動物協会代表及び公益社団法人高知県獣医師会会長から推薦のあった者

(2) 福祉保健所長から推薦のあった者

(3) 「高知県動物愛護推進員応募申請書」（様式第1号）により申請した者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は委嘱をしない。

(1) 法又は高知県動物愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号。以下「条例」という。）による注意、指導、勧告及び命令を受け、その改善が図られない者

(2) 法又は条例による罰則に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

3 知事は推進員に対し、「辞令書」及び「動物愛護推進員証」（様式第2号）を交付する。

4 第1項の養成講習は3年に1回実施するほか、必要に応じて随時実施することができる。

5 第1項第3号の申請の資格は、第8条に規定する推進員の活動内容を実施し、高知県の動物愛護事業に協力できる者とする。

(推薦及び募集期間)

第3条 前条第1項に定める推進員の推薦及び募集は、現委嘱期間満了年度の4月から6月の間に、1ヶ月以上の期間を設けて実施するものとする。

2 随時募集は、前項の募集期間終了後から現委嘱期間満了日の1年前までの期間に限り実施するものとする。

(委嘱期間)

第4条 前条第1項による推進員の委嘱期間は3年とする。推進員の再任は妨げない。

2 前条第2項の随時募集による推進員の委嘱期間満了日は、前条第1項の推進員の委嘱期間満了日と同日とする。

(養成講習)

第5条 養成講習の内容は、次の表のとおりとする。

内容
動物愛護関係法令
高知県における動物愛護の取り組み
飼養動物に関する相談事例
飼養動物の疾病と飼養管理
飼養動物の習性・行動・エンリッチメント・トレーニング等

(推進員の解嘱)

第6条 知事は、推進員が次の各号いずれかに該当する場合はこれを解嘱することができる。また、解嘱された者は原則3年間再任することができない。

- (1) 推進員の活動範囲を著しく超える等、この要綱に反する行為をした場合
- (2) 推進員としてふさわしくないと認められる場合
- (3) 本人からの申し出があった場合
- (4) その他、知事が認めた場合

(委嘱状及び動物愛護推進員証の返納)

第7条 推進員は、第6条の規定により解嘱された場合は、動物愛護推進員証を知事に返納しなければならない。

(推進員の活動内容)

第8条 推進員は、動物の愛護と適正な飼養を推進するため、県が行う施策に協力し、次の各号に掲げるいずれかの活動を行う。

- (1) 県が主催する動物愛護教室活動の実施
 - (2) 県又は高知県動物愛護推進協議会が主催する動物愛護週間行事への参加
 - (3) 動物愛護及び動物適正飼養の普及啓発活動
 - (4) 災害時において、県又は市町村等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力
- 2 推進員が行う活動及び使用する教材等の内容は、あらかじめ県の承認を受けた内容に基づくものとし、県の方針に沿った協力体制を図るものとする。また、県が認めた内容については、推進員が主体的に活動できるものとする。
- 3 推進員は、活動計画の連絡及び調整をする目的で県又は協議会が開催する「高知県動物愛護推進員連絡調整会議」(年1回)に出席するものとする。

(遵守事項)

第9条 推進員は、動物の愛護及び適正な飼養に関する活動に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動を行ううえで知り得た個人情報等は第三者に漏らしてはならない。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。
- (2) 活動にあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに差別的な扱いや不快の念を抱かせることのないよう注意しなければならない。
- (3) 推進員の身分を、第8条に定める活動以外の目的で利用してはならない。

(報告)

第10条 推進員は、年度の活動実績を、翌年度の4月末日までに「動物愛護推進員活動報告書」(様式第3号)により知事に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の定めるもののほか、要綱実施について必要な事項は、健康政策部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 動物保護推進員設置要綱は、平成17年3月1日に廃止する。

附則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年5月13日から施行する。

高知県動物愛護推進員応募申込書

高知県知事 様

私は、高知県動物愛護推進員公募に応募するにあたり、「高知県動物愛護推進員設置要綱」を理解し、その内容に同意して申し込みます。

年 月 日 記入

ふりがな		性別		年齢	
氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日生		
連絡先 (昼間の連絡先)	住所	〒 -			
	TEL				
メールアドレス					
動物に関する団体に 所属している場合	所属団体名				
動物関連の資格等	獣医師 ・ 愛玩動物看護師 その他 ()				

応募の動機について、具体的に記入してください。
活動日時に限定のある方は記入してください。 (記載例) 8～12月の金・土・日曜日のみ
活動可能な地域を記入してください。 (記載例) 高知県全域、高知市内、香美市・香南市・南国市
これまで行ってきた動物愛護に関する活動を、具体的に記入してください。

		第	号	
動物愛護推進員証				
		氏名	_____	
		生年月日	_____ 生	
上記の者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条の規定に基づく動物愛護推進員であることを証する。				
		年	月	日
(有効期限		年	月	日)
高知県知事			印	

動物愛護推進員活動報告書

(年 月 ~ 年 月)

推進員 住所 _____

氏名 _____

活動業務	実施 (参加) 回数	内 容 等		その他 (活動中 に思ったこと等)
		日時・事業名	実施内容	
動物愛護教室 (県が主催する ものに限る)	回			
動物愛護及び動物 適正飼養の普及啓発活動	回			(活動場所)
災害時における 協力 (地域の訓練等 を含む)	回			
県又は高知県動物 愛護推進協議会が主催するイ ベントや講習会 等への参加	回			

[その他連絡事項等]